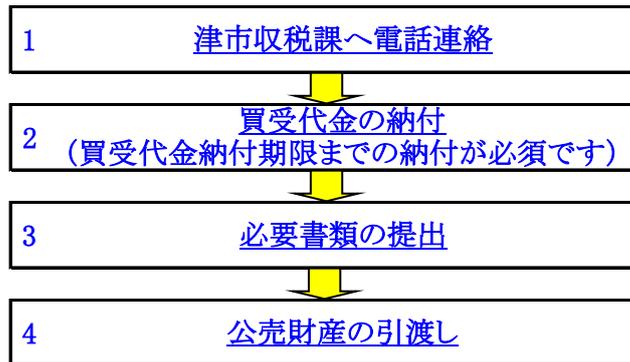


落札後の手続き(自動車)

落札後の手続きの流れ



1 津市役所収税課へ電話連絡

(1) 入札期間終了後、津市が落札者(最高価申込者)となった方に落札した公売財産の売却区分番号、納付方法、津市連絡先などのご案内を電子メールにて送信します。

※ この電子メールは入札終了日に送信します。

入札したログインIDでログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、同じ画面で落札後の連絡先を確認し、ご連絡ください。

(2) 津市収税課に電話してください。

職員に売却区分番号、納付方法、住所(所在地)、氏名(名称)、日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法など今後の手続きについて、津市職員が説明します。

(3) 落札者(最高価申込者)ご本人以外(代理人)が買受代金の納付や公売財産の引渡しを受ける場合は本ページの「5 代理人が落札後の手続きを行う場合」を参照いただき、必要書類を津市へ提出してください。

2 買受代金の納付

(1) 納付していただく金額

$$\text{買受代金} = \text{落札価額} + \text{落札価額の10\%(消費税相当額)} - \text{公売保証金額}$$

(1円未満の端数がある場合は、その金額を切り捨てます。)

(2) 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を津市が確認できることが必要です。

(3) 買受代金納付期限は、津市から送信する電子メールまたは公売物件詳細画面でご確認ください。

(4) 買受代金の納付方法は以下のとおりです。

ア【銀行振込】

※ 津市から送信する電子メールで振込口座をお知らせします。

※ 振込手数料は、落札者(最高価申込者)の負担となります。

※ 類似の口座名にご注意ください。

イ【現金書留の送付】

※ 現金書留の郵送料等は落札者(最高価申込者)の負担となります。

※ 現金書留の損害要償額は50万円までです。

ウ【現金もしくは銀行振出の小切手を直接持参】

※ 受付は、津市収税課で行います。

※ 受付時間は、平日9時から16時までです。

※ 小切手は、津手形交換所管内の銀行が振り出したもので、かつ振出日から起算して6日を経過していないものに限りです。

(5) 買受代金納付期限までに津市が買受代金全額の納付が確認できない場合、その財産を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。

3 必要書類の提出

- (1) 以下の書類を津市収税課に提出してください。
 - ア 津市が落札者(最高価申込者)へ送信した電子メールを印刷したもの
 - イ 住所証明書
 - ・落札者が法人の場合は、商業登記簿抄本
 - ・落札者が個人の場合は、運転免許証写や住民票など
 - ウ 所有権移転登録請求書
「所有権移転登録請求書(自動車)」はHP上の様式をダウンロードし、「記載例」にしたがって、太枠内に住所、氏名などを記入し、押印してください。
 - エ 自動車保管場所証明書
 - オ 移転登録等申請書(第1号様式(OCRシート))
 - カ 自動車検査登録印紙(500円)を貼付した手数料納付書
 - キ 落札者(最高価申込者)の印鑑証明書(発行後3か月以内のものに限ります。)
 - ク 郵便切手(1,800円程度)
ただし、落札者の「使用の本拠の位置」の管轄が、中部運輸局三重支局および三重県内自動車検査登録事務所以外の場合のみ。
- (2) 必要書類は、書留郵便などによる郵送(郵送料は落札者の負担となります。)または直接津市収税課に持参してください。

4 公売財産の引渡し・登録移転

- (1) 津市の案内にしたがい、公売財産の引渡しを受けてください。
- (2) 津市は、代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容および提出された書類をもって権利移転の手続き(移転登録等の嘱託)を行います。
- (3) 落札者(最高価申込者)の「使用の本拠の位置」の管轄が、中部運輸局三重運輸支局および三重県内自動車検査登録事務所以外の場合は、差押抹消登録・移転登録等の嘱託は郵送にて行います。
- (4) 落札者の「使用の本拠の位置」の管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が前所有者(現在の登録を受けている所有者)と異なる場合、落札者(最高価申込者)ご自身で、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局および自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。
- (5) 売却決定(開札日の7日後)後、津市が買受代金の納付を確認した後に引渡しを受けることが可能となります。
- (6) 買受代金納付日に公売財産の引渡しを受けない場合は、「保管依頼書」をご提出ください。
なお、この場合、別途保管料を負担していただくことがあります。
※ 「保管依頼書」はHP上の様式をダウンロードし記入してください。
※ 保管依頼書は、上記「3」の必要書類とともに書留郵便などによる郵送(郵送料は落札者(最高価申込者)の負担となります。)または直接津市に持参してください。
- (7) 引渡場所は、原則、物件詳細画面の「引渡時保管場所」となります。
落札者(最高価申込者)本人が津市に来庁する場合は、次の書類をお持ちください。
 - ア 落札者(最高価申込者)が個人の場合、運転免許証などの写真付き本人確認書面
 - イ 落札者(最高価申込者)が法人の場合、法人の商業登記簿抄本
- (8) 詳細は、落札後にいただく電話などで説明します。

5 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者(最高価申込者)ご本人が買受代金の納付や公売財産の引渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

代理人が手続きを行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ア 委任状(HP上の様式をダウンロードし記入、押印してください。委任者の実印を押印のこと。)
- イ 落札者(最高価申込者)本人の印鑑証明書(印鑑証明書発行後3か月以内のものに限ります。)
- ウ 津市が落札者(最高価申込者)へ送信した電子メールを印刷したもの
- エ 代理人が津市に直接持参する場合は、代理人の免許証など本人確認書面等

- ※ 免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所地を証する書面をお持ちください。
- ※ 落札者(最高価申込者)が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付または公売財産の引渡しを受ける場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。